

【都道府県が設置する保健所の報告表】

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0100

都道府県  
政令市  
特別区名 \_\_\_\_\_ 保健所名 \_\_\_\_\_  
平成 9 年度分

1 健康診断

保健所	結核		梅毒	麻 疹	成人病		
	定期 (1)	定期外 (2)			悪性新生物 (5)	循環器疾患 (6)	その他 (7)
実施回数 (01)							
実施人員							

  

保健所	母 子				一 般	その他	計	(再掲) 事業所からの 受 託
	妊 婦 (1)	産 婦 (2)	乳 児 (保育を除く) (3)	幼 児 (保育を除く) (4)				
実施回数 (01)								
実施人員								

- 〔注〕
- この表には、保健所が個別及び集団に対して実施した健康診断の受診人員を計上すること。  
ただし、老人保健法（昭和57年6月17日法律第60号）第12条に基づく老人保健事業及び歯科は計上しないこと。  
なお、都道府県の保健所においては、市町村から委託されたもの中、実施に行っていないものは計上しないこと。  
また、政令市及び特別区の保健所においては、母子に関する健康診断（保育を除く。）はこの表には計上せず、「2(4)母子保健（訪問指導）」に計上すること。
  - 保健所が保健所の医師（臨時雇い上げ等の医師を含む。）により健康診断（各種の検診・健康診断を含む。）を実施した場合は計上すること。
  - 〔再掲〕事業所からの受託(02)には、「結核」の「定期(1)」から「その他の(7)」までのうち、民間事業所（事務所、工場、商店、営業所等）の事業所から依頼をうけて実施したものを計上すること。
  - 多項目の内容にわたる健康診断を同時あるいは同一人に実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0240

都道府県  
政令市  
特別区名 \_\_\_\_\_ 保健所名 \_\_\_\_\_  
平成 9 年度分

2(4) 母子保健（訪問指導）

保健所	妊 婦		産 婦		新 生 児 (未離乳を除く)		未 熟 児		乳 児 (新生児・未熟児を除く)		幼 児	
	実人員 (1)	延人員 (2)	実人員 (3)	延人員 (4)	実人員 (5)	延人員 (6)	実人員 (7)	延人員 (8)	実人員 (9)	延人員 (10)	実人員 (11)	延人員 (12)
実施回数 (01)												
(再掲) 医療機関等へ委託 (02)												

- 〔注〕
- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児の訪問指導の被指導人員を計上すること。  
なお、都道府県の保健所においては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への変更・援助は計上しないこと。  
ただし、個々のケースについて市町村等の機関が保健所に訪問指導について依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合は計上すること。  
産科のみあるいは栄養のみの訪問指導はこの表には計上せず、「3(3)検科保健」又は「4(1)健康増進（栄養・運動等指導）」に計上すること。
  - 保健所が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。）により訪問指導を実施した場合は計上すること。
  - 保健所が、医療機関等に委託して訪問指導を実施した場合は計上すること。
  - 〔再掲〕医療機関等へ委託(02)には委託契約を行っている場合について計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0230

都道府県  
政令市  
特別区名 \_\_\_\_\_ 保健所名 \_\_\_\_\_  
平成 9 年度分

2(3) 母子保健（保健指導）

保健所	妊 婦		産 婦		乳 児		幼 児		電話相談
	実人員 (1)	(再掲) 産科の 事後指導 (2)	実人員 (3)	(再掲) 産科の 事後指導 (4)	実人員 (5)	(再掲) 産科の 事後指導 (6)	実人員 (7)	(再掲) 産科の 事後指導 (8)	
個別 (01)									

  

集 団	思春期・未婚女性学級		婦科・新産学級		両(母)親学級		育児学級		計
	04	05	06	07	08	09	10		
開催回数 (02)									
参加人員 (03)									

- 〔注〕
- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児についての保健指導の被指導人員を計上すること。  
なお、都道府県の保健所においては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への変更・援助は計上しないこと。  
ただし、個々のケースについて市町村等の機関が保健所に保健指導について依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合は計上すること。  
産科診療時に行う一般的な保健指導は計上しないが、場所を改めて、要指導等特に関心のある者を対象にして指導した場合は計上すること。  
訪問による保健指導及び産科のあるいは栄養の保健指導はこの表には計上せず、「2(4)母子保健（訪問指導）」、「3(3)検科保健」又は「4(1)健康増進（栄養・運動等指導）」に計上すること。
  - 保健所が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。）により保健指導を実施した場合は計上すること。
  - 〔開催回数(02)〕は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間まで増やすことに1単位を加えて計上すること。  
2単位の開催回数となる教室に参加した場合「参加人員(03)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0250

都道府県  
政令市  
特別区名 \_\_\_\_\_ 保健所名 \_\_\_\_\_  
平成 9 年度分

2(5) 母子保健（療育指導—身体障害児）

保健所	本年度初回 被指導 実人員 (1)	医 療 相 談 延 人 員				補 装 具 相 談 延 人 員					
		要 診 (2)	育成医療 (3)	その他の 医 療 (4)	治療不能 (5)	治療不要 (6)	計 (7)	要 診 (8)	要 装 (9)	不 要 (10)	計 (11)
身体不自由 (01)											
視覚障害 (02)											
聴覚・平衡機能障害 (03)											
言語・認知・そしゃく 機能障害 (04)											
心臓機能障害 (05)											
腎臓機能障害 (06)											
その他 (07)											
計 (08)											

- 〔注〕
- 児童福祉法第19条の規定により、保健所において行った療育指導の状況を把握するものであること。
  - 表頭の「本年度初回被指導実人員(1)」には、医療相談又は補装具相談を問わず療育指導を受けた者のうち、本年度において初めて指導結果の判定がなされた者について計上すること。
  - 表頭の「医療相談」には、医療に関する指導結果の判定により表頭の区分ごとに指導を受けた延人員を計上すること。
  - 表頭の「補装具相談」には、補装具に関する指導結果別に表頭のそれぞれの区分に計上すること。なお、指導の結果2種以上の判定がなされた場合は、それぞれの区分に計上すること。
  - 表頭の2種以上の障害を有する者については、障害によりそれぞれの区分に計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0261

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度末現在

- 2(6) 母子保健（療育指導—長期療養児）  
2(6)-1 小児慢性特定疾患医療受診券所持者数

	本 数 学 児 (1)	小学校就学～18歳未満 (2)	18歳～20歳未満 (3)	計 (4)
男 (01)				
女 (02)				

- 〔注〕  
1 この表には当該保健所管内の小児慢性特定疾患医療受診券を所持している者の数を計上すること。  
なお、小児慢性特定疾患治療研究事業によるもの（10疾患種）以外の疾患で、国の補助金の対象でないものは計上しないこと。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0263

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度末現在

- 2(6) 母子保健（療育指導—長期療養児）  
2(6)-3 小児慢性特定疾患医療受診券所持者の状況

	在 宅					入 所 (6)	入 院 (7)	死 亡 (8)	転 出 (9)	そ の 他 (10)	不 明 (11)	計 (15-00) (12)	(再掲) 治 癒 (13)
	就 男 (1)	就 女 (2)	学 校 (3)	そ の 他 (4)	計 (5)								
男 (01)													
女 (02)													

- 〔注〕  
1 この表には、保健所が本年度中に行った小児慢性特定疾患に関する相談等の業務の中で把握した、小児慢性特定疾患医療受診券所持者の年度末現在（把握が困難な場合は当該年度末にもっとも近い時期）の状況を計上すること。  
2 「在宅」、「入所」、「入院」及び「治療」については原則として年度末現在の状況とし、「死亡」及び「転出」については年度間に起こったものを計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0262

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

- 2(6) 母子保健（療育指導—長期療養児）  
2(6)-2 相談等

	相談、機能訓練、訪問指導 実人員 (1)	(再掲) 相 談														
		新規者の受付経路		(再掲) 医療受診券所持者 (5)	(再掲) 医療社会 事業員 (6)	実人員 (7)	種 人 員									
		市町村 (2)	医療機関 (3)				その他 (4)	申請等 (8)	医 療 (9)	家 族 (10)	学 校 (11)	学 校 (12)	学 校 (13)	学 校 (14)	計 (15)	
男 (01)																
女 (02)																

	(再掲) 機能訓練		(再掲) 訪問指導		電話相談 実人員 (2)
	実人員 (3)	延人員 (4)	実人員 (5)	延人員 (6)	
男 (01)					
女 (02)					

- 〔注〕  
1 この表には、保健所が本年度中に行った長期療養児に関する相談、機能訓練、訪問指導等についてその被指導者数を計上すること。  
2 「相談、機能訓練、訪問指導実人員(1)」には、年度中に相談、機能訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。  
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「機能訓練」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。  
なお、「(再掲)相談」及び「(再掲)機能訓練」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。  
3 「市町村(2)」については、政令市及び特別区の保健所は記入しないこと。  
4 同一種における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その際の上たる相談区分に計上すること。  
5 「申請等(8)」には小児慢性特定疾患医療受診券の申請・更新手続き及び転出・転止等の届け出のため来所した者について計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0300

都道府県名  
保健所名  
平成 9 年度分

- 3 歯科保健

	検診・保健指導実人員（訪問によるものを除く。）				訪問による検診・保健指導実人員			
	妊産婦 (1)	乳幼児 (2)	その他 (3)	計 (4)	実人員 (5)	(再掲) 身体障害者 精神障害者 (6)	延人員 (7)	(再掲) 身体障害者 精神障害者 (8)
実 施 数 (01)								
別 (再掲) 医療機関等へ委託 (02)								
実 施 数 (03)								
別 (再掲) 医療機関等へ委託 (04)								

	予防処置・治療実人員（訪問によるものを除く。）				訪問による予防処置・治療実人員			
	妊産婦 (1)	乳幼児 (2)	その他 (3)	計 (4)	治 療 (5)	実人員 (6)	(再掲) 身体障害者 精神障害者 (7)	延人員 (8)
実 施 数 (05)								
別 (再掲) 医療機関等へ委託 (06)								

- 〔注〕  
1 この表には、保健所が実施主体として本年度中に実施した歯科検診・保健指導、予防処置及び治療の実施者数を計上すること。  
ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。  
なお、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。  
2 保健所が歯科医師及び歯科衛生士（臨時雇い上げ等の者を含む。以下同じ。）により行った場合に計上すること。  
3 保健所が医療機関等に委託して行った場合も計上すること。  
4 「(再掲)医療機関等へ委託(02)(04)(06)」には委託契約を行っている場合について計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0410

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

4(1) 健康増進（栄養・運動等指導）

実施種別	実施内容	個別指導延人員						集団指導延人員						
		栄養指導	（再掲） 栄養指導	（再掲） 運動指導	（再掲） 運動指導	（再掲） 栄養指導	（再掲） 運動指導	栄養指導	（再掲） 栄養指導	運動指導	（再掲） 運動指導	栄養指導	（再掲） 運動指導	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	
実地	妊産婦(01)													
	乳幼児(02)													
	20歳未満 （乳幼児を除く）(03)													
	20歳以上 （妊産婦を除く）(04)													
（再掲） 保健所管内委託	妊産婦(05)													
	乳幼児(06)													
	20歳未満 （乳幼児を除く）(07)													
	20歳以上 （妊産婦を除く）(08)													

- 【注】
- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した栄養指導、運動指導、栄養指導及び栄養指導について計上すること。  
ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。  
なお、都道府県の保健所については、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。  
同一時における相談の内容が複数に該当する場合は、その順の主たる相談区分に計上すること。
  - 保健所が医師、保健師及び管理栄養士等（臨時雇い上げ等の者を含む、以下同じ。）により行った場合に計上すること。
  - 保健所が医療機関等に委託した場合は計上すること。
  - 「（再掲）医療機関等へ委託」には委託契約を行っている場合について計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0510

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度末現在

5(1) 精神保健福祉（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

		20歳未満	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	計
		(1)	(2)	(3)	(4)	
男	(01)					
女	(02)					

- 【注】
- この表には、本年度末現在における保健所管内の精神障害者保健福祉手帳所持している者の数を性別・年齢階級別に計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0520

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

5(2) 精神保健福祉（相談等）

	相談、デイ・ケア、訪問指導	（再掲） 相 談											
		実人員					延 人 員						
		（再掲） 市町村 (1)	（再掲） 医師機関 (2)	（再掲） その他 (3)	（再掲） 医療社会 事業員が 関与した者 (4)	（再掲） 社会福祉 (5)	（再掲） 老人精神 保健 (6)	（再掲） アルコール (7)	（再掲） 思春期 (8)	（再掲） 心の健康 づくり (9)	（再掲） その他 (10)	（再掲） 計 (11)	
男	(01)												
女	(02)												

	（再掲） デイ・ケア		（再掲） 訪 問 指 導					電話相談 延人員	普 及 啓 発		
	実人員		延 人 員						精神障害者 （家族）に對 する数値等 (3)	地域住民と精 神障害者の 地域交流会 数 (4)	
	（再掲） 実人員 (06)	（再掲） 延人員 (07)	（再掲） 社会福祉 (08)	（再掲） 老人精神 保健 (09)	（再掲） アルコール (10)	（再掲） その他 (11)	（再掲） 計 (12)				
男	(01)										
女	(02)										

- 【注】
- この表には、保健所が本年度中に行った精神保健福祉に関する相談、デイ・ケア、訪問指導及び普及啓発活動についてその被指導人員等を計上すること。  
ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
  - 「相談、デイ・ケア、訪問指導実人員(1)」には、年度中に相談、デイ・ケア、訪問指導を行った実人員を計上すること。  
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「デイ・ケア」を別の日にに行った場合でも「1」と計上すること。  
なお、「（再掲）相談」及び「（再掲）デイ・ケア」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
  - 同一時の「相談」及び「訪問指導」の内容が複数にわたる場合は、主たる区分に計上すること。
  - 「開催回数(3)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増やすごとに1単位を加えて計上すること。  
2単位の開催回数となる数値等に参加した場合「延人員(04)」は「1」でなく「2」と計上すること。
  - 「市町村(2)」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0420

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

4(2) 健康増進（給食施設等指導）

	集団給食施設			計
	1回100食以上又は 1日250食以上 (1)	1回300食以上又は 1日750食以上 (2)	1回50食以上又は 1日100食以上 (3)	
給食管理指導実施施設数(01)				(4)
喫食者への栄養・運動指導 （延人員）(02)				

- 【注】
- この表には、保健所の栄養指導員（栄養改善法第9条に規定する者をいう。）が行った集団給食施設への給食管理指導施設数及びその喫食者への栄養指導及び運動指導の被指導延人員を計上すること。
  - 同一日に同一施設において、栄養指導及び運動指導を行った場合には「1」と計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0530

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

5(3) 精神保健福祉(組織育成)

	患者会 (1)	家族会 (2)	断親会 (3)	職親会 (4)	その他 (5)	計 (6)
支援件数 (01)						

〔注〕

- この表には、保健所が行った精神障害者患者会、家族会、断親会及び職親会等に対する組織育成を行った件数を計上すること。
- 患者会等への出席、その下準備のための打ち合わせや関係機関との連絡等を行った場合にその出席数を計上すること。  
なお、電話によるものも計上してよいこと。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0611

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名

6(1) 難病(特定疾患医療受給者証所持者数) - 男

平成 9 年度末現在

	0~9歳 (1)	10~19歳 (2)	20~29歳 (3)	30~39歳 (4)	40~49歳 (5)	50~59歳 (6)	60~69歳 (7)	70歳以上 (8)
ベーチェット病 (01)								
多発性硬化症 (02)								
重症筋無力症 (03)								
全身性エリテマトーデス (04)								
スモン (05)								
再生不良性貧血 (06)								
ナルコイドーシス (07)								
筋萎縮性側索硬化症 (08)								
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 (09)								
特発性血小板減少性紫斑病 (10)								
結節性動脈周囲炎 (11)								
潰瘍性大腸炎 (12)								
大動脈炎症候群 (13)								
ピュルガー病 (14)								
天疱瘡 (15)								
脊髄小脳変性症 (16)								
クローン病 (17)								
難治性の肝炎のうちの劇症肝炎 (18)								
悪性関節リウマチ (19)								
パーキンソン病 (20)								
アミロイドーシス (21)								
後縦靭帯骨化症 (22)								
ハンチントン舞蹈病 (23)								
ウィリス動脈輪閉塞症 (24)								
ウェグナー肉芽腫症 (25)								
特発性拡張型(うっ血型)心筋症 (26)								
シャイ・ドレーガー症候群 (27)								
表皮水泡症(接合部型及び栄養障害型) (28)								
膿瘍性乾癬 (29)								
広範囲性管状狭窄症 (30)								
原発性胆汁性肝硬変 (31)								
重症急性膵炎 (32)								
特発性大腿骨頭壊死症 (33)								
混合性結合組織病 (34)								
原発性免疫不全症候群 (35)								
特発性間質性肺炎 (36)								
網膜色素変性症 (37)								
クロイツフェルト・ヤコブ病 (38)								

〔注〕

- この表には、本年度末現在における保健所管内の特定疾患医療受給者証を所持している者の数を性別・年齢階級別及び疾病別に計上すること。  
なお、特定疾患治療研究事業の対象疾患以外の疾患で、国の補助金の対象でないものについては計上しないこと。

# 地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0612

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名

6(1) 難病（特定疾患医療受給者証所持者数）一女 平成9年度末現在

	年齢別							
	0～9歳 (1)	10～19歳 (2)	20～29歳 (3)	30～39歳 (4)	40～49歳 (5)	50～59歳 (6)	60～69歳 (7)	70歳以上 (8)
パーキンソン病 (01)								
多発性硬化症 (02)								
重症筋無力症 (03)								
全身性エリテマトーデス (04)								
スモン (05)								
再生不良性貧血 (06)								
サルコイドーシス (07)								
筋萎縮性側索硬化症 (08)								
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 (09)								
特発性血小板減少性紫斑病 (10)								
結節性動脈周囲炎 (11)								
潰瘍性大腸炎 (12)								
大動脈炎症候群 (13)								
ビュルガー病 (14)								
天疱瘡 (15)								
脊髄小脳変性症 (16)								
クローン病 (17)								
胆汁性の肝炎のうちの劇症肝炎 (18)								
悪性関節リウマチ (19)								
パーキンソン病 (20)								
アミロイドーシス (21)								
後縦靭帯骨化症 (22)								
ハンチントン舞踏病 (23)								
ウィリス動脈輪閉塞症 (24)								
ウェグナー肉芽腫症 (25)								
特発性拡張型(うっ血型)心筋症 (26)								
シャイ・ドレーガー症候群 (27)								
表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型) (28)								
膿疱性乾癬 (29)								
広範脊柱管狭窄症 (30)								
原発性胆汁性肝硬変 (31)								
重症急性膵炎 (32)								
特発性大腿骨頭壊死症 (33)								
混合性結合組織病 (34)								
原発性免疫不全症候群 (35)								
特発性間質性肺炎 (36)								
網膜色素変性症 (37)								
クロイツフェルト・ヤコブ病 (38)								

〔注〕

- この表には、本年度末現在における保健所管内の特定疾患医療受給者証を所持している者の数を性別・年齢階級別及び疾病別に計上すること。  
なお、特定疾患治療研究事業の対象疾患以外の疾患で、国の補助金の対象でないものについては計上しないこと。

# 地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0620

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成9年度末現在

6(2) 難病（相談等）

性別	相談、相談指導 実施回数	相談、相談指導										計	
		（再掲）相談指導				（再掲）相談							
		実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数		
男 (01)													
女 (02)													

性別	（再掲）相談指導		（再掲）訪問指導		相談指導 実施回数	患者・家族に対する学習会	
	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数		開催回数	参加人数
男 (01)							
女 (02)							

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った難病に関する相談、相談指導、訪問指導についてその実施指導等人員を計上すること。
- 「相談、相談指導、訪問指導実施回数(1)」には、本年度中に相談、相談指導、訪問指導を行った実施指導等人員を計上すること。  
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「相談指導」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。  
なお、「（再掲）相談」及び「（再掲）相談指導」の「実施回数」にはそれぞれに「1」と計上すること。  
同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その最も主たる相談区分に計上すること。
- 「市町村別」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。
- 「開催回数(8)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを1単位として1単位を加えて計上すること。  
2単位の開催回数となる学習会に参加した場合「参加人数」は「1」でなく「2」と計上すること。

# 地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0630

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成9年度末現在

6(3) 難病（特定疾患医療受給者証所持者の状況）

性別	在宅						入院	死亡	転出	その他	不明	計 (01)-(09)	（再掲） 治療
	就業中	就業中 の生活自立	その他	不明	計	計							
男 (01)													
女 (02)													

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った難病に関する相談等の業務の中で把握した、特定疾患医療受給者証所持者の年度末現在（把握が困難な場合は当該年度末にもっとも近い時期）の状況を計上すること。
- 「在宅」、「入院」及び「治療」については原則として年度末現在の状況とし、「死亡」及び「転出」については年度間に起こったものを計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0700
7 エイズ	

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

相談件数			H1V抗体検査のための採血件数		陽性件数
種別	実施所	(再掲) 保健社会事業員が 関与した件数	スクリーニング検査	確認検査	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)

〔注〕  
1 この表には、保健所において受け付けたエイズに関する相談件数、保健所が行ったH1V抗体検査のための採血件数及び陽性件数を計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	1000
10 結核予防	

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

	事業者	学 校 長											結核の 疑い	市町村長又は 特別区の区長 乳幼児 その他	定 期 外 患者 その他	計	(再掲) 乳幼児のうち再ツベル クルン区 必検査者 09		
		期																	
		小1 (12)	小2 (13)	中1 (14)	中2 (15)	高1 (16)	高2 (17)	高3 (18)	その他 (19)	01	02	03						04	05
ツベルクルン区必検査	被検者数 (01)																		
	被判定者数 (02)																		
	陽性者数 (03)																		
	陽性者数 (04)																		
	(再掲) 強陽性者数 (05)																		
	BCG接種者数 (06)																		
	間接撮影者数 (07)																		
	直接撮影者数 (08)																		
	かくたん検査者数 (09)																		
	結核患者 (10)																		
	結核患者のおそれがあると 診断された者 (11)																		

〔注〕  
1 結核予防法による定期及び定期外の健康診断及び予防接種について、その実施状況を把握するものであること。  
2 法第11条第1項及び第20条の規定による実施者からの通報又は報告（結核予防法施行規則による様式第三結核健康診断予防接種月報）をもとにして本年度分をとりまとめ、計上すること。  
なお、政令市長の実施機関としての保健所長が法第4条第3項による定期の健康診断及び予防接種を実施した場合及び知事又は政令市長が実施することとなっている定期外の健康診断及び予防接種について保健所長が実施した場合は、本年度中に実施したもについて計上すること。  
3 表頭「乳幼児01」は、表頭「(再掲) 乳幼児のうち再ツベルクルン区必検査者09」の結果も、百位含めてそれぞれの該当欄に計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0800
8 衛生教育	

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

	感染症 (1)	(再掲) エイズ (2)	精 神 (3)	難 病 (4)	母 子 (5)	成 人・ 老 人 (6)	安 老・ 養 老 福 祉 (7)	産 科 (8)	医 療・ 事 業 (9)	食 品 (10)	環 境 (11)	地 区 組 織 活 動 (12)	その他 (13)	計 (14)
回 数 (01)														
延 人 員 (02)														

〔注〕  
1 この表には、保健所が本年度中に行った講習会、研究会、座談会、懇話会、研究会及び映画会等形式のいかんを問わず、一般住民の集団又は特定集団に対して行った衛生教育の開催回数及び参加人員を計上すること。  
2 保健所が自ら企画して行った場合に計上すること。  
3 他から依頼されて、保健所職員が参加して行った場合（ただし、市町村から依頼された精神保健に関する講演会等を除く。）に計上すること。  
4 この表には、次の事項については計上しないこと。  
① 一般放送、新聞又は広報車によるもの  
(注) 災害時に広報車又は保健所の自動車により災害地を巡回し、随時、災害地で駐車（下車）し、り災害者を乗せ伝染病予防、健康保持について衛生教育を行った場合には、広報車による活動の一環と考へ計上しないこと。  
② パンフレット等のみを配布した場合  
③ 保健所業務の改善のため求めている医師、保健師、看護婦、栄養士等の研修生に対して行った場合  
④ 保健所業務推進のための各種の協議会、委員会、打合せ会、連絡会等の集会を行った場合  
⑤ 外部の研修施設等のための各種の委員会、総会等となる連絡及び業務打合せ等を目的とした参加席等、直接衛生思想の普及向上を目的としない集会を行った場合  
⑥ 保健所職員を対象とした研究会、講習会等の各種の集会を行った場合  
5 「回数(01)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを補うごとに1単位を加えて計上すること。  
2 単位の開催回数となるものに参加した場合「延人員(02)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	1100
11 環境衛生	

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

	営 業 関 係 施 設						廃棄物処理・清掃関係施設			
	飲食等 (1)	興行場 (2)	公共浴場 (3)	整容所 (4)	美容所 (5)	クリーニング所 (6)	し尿処理 施設 (7)	浄化槽 (8)	ごみ処理 施設 (9)	産業廃棄物 処理施設 (10)
調査・監視指導 施設数 (01)										
	飲 料 水 施 設							井 戸 等 (7)	計 (8)	
	水道事業 (他の水道事業 を除く) (1)	簡易水道 事業 (2)	水道用水 供給事業 (3)	専用水道 (4)	簡易専用 水道 (5)	その他の 水道 (6)				
調査・監視指導 施設数 (01)										
	そ の 他 の 施 設					その他 (6)	計 (7)			
	化粧室(準ずる 施設を含む) (1)	宴会・ 家飲み会 等 (2)	火葬場 (3)	墓料 地等 (4)	特定建築物 (5)					
調査・監視指導 施設数 (01)										

〔注〕  
1 管内の環境衛生関係施設に対して行った環境衛生監視員及び環境衛生指導員等の現場調査及び監視指導の状況を把握するものであること。  
2 立入検査の対象となっている施設については、環境衛生監視員、環境衛生指導員、又は水道法第39条に規定する当該職員が行ったもののみについて計上すること。  
3 情報に基づき無許可営業施設の調査に出発した場合、又は施設の発見した無許可無届営業施設については計上しないこと。  
4 計上の単位は、同一施設を1回監視指導することに「1」とすること。なお、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合は「1」とすること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	1200

12 試験検査

	依頼等によるもの					自らの調査・研究として行うもの(5)
	住民(1)	市町村(2)	市町村以外の行政機関(3)	その他(保健機関、学校等)(4)	その他(5)	
細菌学的検査						
赤痢(01)						
コレラ(02)						
チフス(03)						
髄核(04)						
その他(05)						
食品衛生学的検査						
細菌学的検査(06)						
化学的検査(07)						
その他(08)						
細菌学的検査(09)						
化学的検査(10)						
その他(11)						
血液一般検査(12)						
胆汁酸、胆汁検査(13)						
梅毒血清検査(14)						
その他(15)						
生化学検査(16)						
尿生化学検査(17)						
尿一般等(18)						
唾液検査(19)						
薄血反応(20)						
梅毒血清(21)						
その他(22)						

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

	依頼等によるもの					自らの調査・研究として行うもの(5)
	住民(1)	市町村(2)	市町村以外の行政機関(3)	その他(保健機関、学校等)(4)	その他(5)	
生理学的検査						
心電図(23)						
聴覚(24)						
間接視力(25)						
直接視力(26)						
新視力(27)						
その他(28)						
水質検査						
細菌学的検査(29)						
化学的検査(30)						
生物学的検査(31)						
細菌学的検査(32)						
化学的検査(33)						
細菌学的検査(34)						
化学的検査(35)						
環境衛生学的検査						
大気検査(37)						
水質検査(公共用水、工場等排水、浄化槽排水等)(38)						
騒音・振動(39)						
視覚検査(40)						
土壌・底質検査(41)						
その他(42)						
その他(43)						

- 【注】
- この表には、保健所において本年度中に行った試験検査にかかる検体数を計上すること。
  - 保健所において行った検査のみについて計上し、他の検査施設に依頼したものは計上しないこと。
  - 事例の区分ごとに検査した検体数を計上すること。なお、同一検体について複数にわたる種類の検査を実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。
  - 「自らの調査・研究として行うもの(5)」には、伝染病予防法、食品衛生法等に基づく保健所自らの調査及び保健所独自の研究として行われる検査を実施した場合に計上すること。
  - 「市町村(2)」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	1310

13(1) 連絡調整に関する会議

	開催回数(1)	参加機関・団体数(2)	議 事 内 容 (議 件 数)					計(6)
			(再掲)保健推進関係(3)	基本的実施方針に関する事項(4)	実施体制の確保に関する事項(5)	サービス提供に関する事項(6)	事業評価に関する事項(7)	
保健所運営協議会(01)								
保健所保健事業連絡協議会(02)								
母子保健推進協議会(03)								
保健所保健福祉サービス調整協議会(04)								
その他(05)								
参加								
都道府県主催の会議への参加(06)								
市町村主催の会議への参加(07)								
その他関係機関・団体主催の会議への参加(08)								

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

- 【注】
- この表には、保健所が主催あるいは参加した会議について、開催回数、参加機関・団体(民間・ボランティアを含む。)数及び議事内容について計上すること。なお、研究会、講習会等の各種の集会は計上しないこと。
  - 保健所が主催して各種の協議会、打合せ会、連絡会等を開催した場合に計上すること。
  - 保健所以外の機関が開催した会議に保健所職員が参加した場合に計上すること。
  - 「議事内容(議件数)」については、同一の会議で複数区分に該当する議事内容で行った場合は、各々該当する区分に計上すること。ただし、同一区分において母子保健、老人保健等複数の事業について行っても「1」と計上すること。
  - 「都道府県主催の会議への参加(06)」には都道府県、指定都市、中核市、政令市及び特別区が主催する連絡調整に関する会議に参加した場合に計上すること。
  - 「市町村主催の会議への参加(07)」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	1320

13(2) 研修等(市町村の職員に対する研修・指導)

	都道府県名										保健所名	平成 9 年度分
	保健所職員の研修(1)	母子保健(2)	老人保健(3)	健康増進(4)	歯科保健(5)	感染症(6)	(再掲)エイズ(7)	精神保健(8)	難病(9)	その他(10)		
実施回数(01)												
参加延人員(02)												

- 【注】
- この表には、保健所が本年度中に行った市町村職員(臨時雇い上げ等の職員を含む。以下同じ。)に対する研修及び指導について、その内容、実施回数及び参加延人員を計上すること。
  - 保健所が自ら企画して行った場合に計上すること。
  - 市町村から依頼されて、保健所職員が講師として行った場合も計上すること。
  - 同一の研修及び指導で複数区分に該当する研修・指導を行った場合は、主たる区分に計上すること。
  - この表には、次の事項については計上しないこと。
    - パンフレット等のみを配布した場合
    - 保健所業務運営のための各種の協議会、委員会、打合せ会、連絡会等の集会の場で行ったもの
    - 外部の施設を指定するための各種の委員会、連絡及び業務打合せ会等の集会の場で行ったもの
    - 保健所職員を対象とした研究会、講習会等を行った場合
  - 「実施回数(01)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを単位ごとに1単位を加えて計上すること。2単位の開催回数となる研修会等に参加した場合「参加延人員(02)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	1330

13(3) 調査・研究

	都道府県名										保健所名	平成 9 年度分
	全 般	対 人 保 健										
件 数(01)	地域診断(1)	携 帯 検 査(2)	母子保健(3)	老人保健(4)	健康増進(5)	歯科保健(6)	感染症(7)	(再掲)エイズ(8)	精神保健(9)	難 病(10)	その他(11)	

  

	対 物 保 健				計(08)
	医 薬 事 業(02)	食品衛生(03)	環境衛生(04)	その他(05)	
件 数(01)					

- 【注】
- この表には、保健所が本年度中に行った地域保健に関する事業を実施していくうえで必要となることについての調査及び研究について、その内容及び件数を計上すること。
  - 保健所が組織として行い、その内容については刊行物等にとりまとめ、学会や公の会議や広報紙等で公表した調査及び研究について計上すること。
  - 同一の調査及び研究で複数区分に該当する調査・研究を行った場合は主たる区分に計上すること。



地域保健事業報告

保健所符号	表番号
1410	

都道府県 秋 令 市 特別 区 名 保健所名 平成 9 年度分 (年度末現在)

14(1) 職員配置状況

職 種	常勤 (実人員) (年度末現在) (1)	非常勤 (雇人員) (年度活動分) (2)	職 種	常勤 (実人員) (年度末現在) (1)	非常勤 (雇人員) (年度活動分) (2)
医 師 (01)			診療放射線技師 (14)		
歯科医師 (02)			診療エックス線技師 (15)		
獣 医 師 (03)			臨床検査技師 (16)		
薬剤師 (04)			衛生検査技師 (17)		
保健師 (士) (05)			管理栄養士 (18)		
市町村駐在 (06)			栄養士 (19)		
交 換 (07)			その他 (20)		
助産師 (08)			(再掲) 医療社会事業員 (21)		
看護婦 (士) (09)			計 (22)		
看護職員 (士) (10)			特別保健福祉相談員 (23)		
理学療法士 (11)			栄養指導員 (24)		
作業療法士 (12)			健康運動指導士 (25)		
歯科衛生士 (13)			健康運動実践指導者 (26)		

人 (保健所を設置する市・特別区保健所のみ) (年度末現在)

- 【注】
- この表には、保健所の本年度末現在における職種別常勤職員数及び非常勤職員が地域保健事業に關して活動した時間を雇人員に換算して計上すること。なお、市町村に駐在している保健師及び交流人事により保健所に來ている保健師も含めること。また、休職中の者及び育児休業中の者として勤務している者は計上しないこと。
  - 「常勤 (実人員) (年度末現在) (1)」には、本年度末現在における保健所に勤務する常勤の職員 (育児休業中の者を含む。) の数を計上すること。なお、3月31日付で、職を免ぜられた者又は指定を解除された者も含めて計上すること。
  - 「非常勤 (雇人員) (年度活動分) (2)」には、通常の勤務形態をとらない雇用条件のもの及び臨時雇いの者が活動した分を以下の方法により雇人員に換算して計上すること。換算方法 ア 個々の者が活動した場所ごとに、活動時間4時間以内を1単位とする。イ 1回の活動が4時間を超える場合は、4時間までを増すことに1単位とする。ウ 2単位を一人とするので、総単位数を2で割った数値 (端数切り上げ) が計上数となる。
  - 同一人で2以上の資格を有している場合には、現に從事している職種と最も関係の深い資格に区分して計上すること。
  - 「市町村駐在(06)」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
1420	

都道府県 秋 令 市 特別 区 名 保健所名 平成 9 年度分

14(2) 市町村への援助状況

職 種	市町村名							市町村名						
	市町村符号							市町村符号						
	雇 人 員 (年度援助分)							雇 人 員 (年度援助分)						
	母 子 保 護 (1)	老 人 保 護 (2)	健 康 増 進 (3)	健 康 保 護 (4)	感 染 症 (5)	其 他 (6)	計 (7)	母 子 保 護 (1)	老 人 保 護 (2)	健 康 増 進 (3)	健 康 保 護 (4)	感 染 症 (5)	其 他 (6)	計 (7)
医 師 (01)														
歯科医師 (02)														
保健師 (士) (03)														
助産師 (04)														
看護婦 (士) (05)														
看護職員 (士) (06)														
理学療法士 (07)														
作業療法士 (08)														
歯科衛生士 (09)														
管理栄養士 (10)														
栄養士 (11)														
その他 (12)														
(再掲) 医療社会事業員 (13)														
計 (14)														

- 【注】
- この表には、管轄市町村が実施主体としての母子保健、老人保健の活動について援助を求め、保健所職員が活動に参加した場合に計上すること。
  - 市町村との委託契約により保健所が受託して行った場合及び市町村からの依頼であっても専門性の高い個々のケースについて保健所の業務として保健所が担当した場合は計上しないこと。
  - 「雇人員 (年度援助分)」には、以下の方法により雇人員に換算して計上すること。換算方法 ア 個々の者が活動した場所ごとに、活動時間4時間以内を1単位とする。イ 1回の活動が4時間を超える場合は、4時間までを増すことに1単位とする。ウ 2単位を一人とするので、総単位数を2で割った数値 (端数切り上げ) が計上数となる。

【政令市及び特別区が設置する保健所の報告表】

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
0100	

都道府県 秋 令 市 特別 区 名 保健所名 平成 9 年度分

1 健康診断

受 診 人 員 (01)	結 核		精 神 (3)	療 育 (4)	受 診 人 員 所		
	定 期 (1)	定 期 外 (2)			悪 性 新 生 物 (5)	頸 椎 症 候 群 (6)	其 他 (7)

受 診 人 員 (01)	母 子				一 般 (02)	其 他 (03)	計 (04)	(再掲) 事業所からの受 託 (05)
	妊 婦 (6)	産 婦 (7)	乳 児 (産 婦 を 除 く) (8)	幼 児 (産 婦 を 除 く) (9)				

- 【注】
- この表には、保健所が個別及び集団に対して実施した健康診断の受診人員を計上すること。ただし、老人保健法 (昭和57年8月17日法律80号) 第12条に基づく老人保健事業分及び婦科は計上しないこと。なお、都道府県の保健所においては、市町村から委託されたものや、支援に行ったものは計上しないこと。また、政令市及び特別区の保健所においては、母子に関する健康診査 (療育を除く) はこの表には計上せず、「2(2)母子保健 (健康診査)」に計上すること。
  - 保健所が保健所の医師 (臨時雇いの医師を含む) により健康診査 (各票の検診・健康診断を含む) を実施した場合に計上すること。
  - 「(再掲) 事業所からの受託(05)」には、「結核」の「定期(1)」から「その他(7)」までのうち、民間事業所 (事務所、工場、商店、習習所等) の事業所から依頼をうけて実施したものを計上すること。
  - 多項目の内容にわたる健康診断を同時あるいは同一日に実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
0210	

政 令 市 特別 区 名 保健所名 平成 9 年度分

2(1) 母子保健 (妊婦の届出)

妊婦の届出をした者の数 (1)
-----------------

- 【注】
- 法第16条に規定する妊婦の届出に基づいて、本年度中に保健所が受け付けた妊婦の届出をした者の数を計上すること。



地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0220

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

2(2) 母子保健 (産前産後)

	一般産前産後診療											
	妊婦				産婦				乳児			
	受診 実人員 (1)	受診 延人員 (2)	受診 実人員 (3)	受診 延人員 (4)	受診 実人員 (5)	受診 延人員 (6)	受診 実人員 (7)	受診 延人員 (8)	受診 実人員 (9)	受診 延人員 (10)	受診 実人員 (11)	受診 延人員 (12)
実施数 (01)												
(内訳) (02) 医療機関等へ委託												

	産前産後診療受診実人員				
	妊婦		産婦		乳児
	03	04	05	06	07
実施数 (01)					
(内訳) (02) 医療機関等へ委託					

- (注)
- 1 保健所が本年度中に行った妊産婦及び乳幼児の産前産後の受診人員を計上すること。ただし、産科のみの産前産後診療を実施した場合にはこの表には計上せず、「3歳児保健」に計上すること。
  - 2 保健所が医師 (臨時雇い上げ等の医師を含む) により産前産後診療を実施した場合に計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0240

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

2(4) 母子保健 (訪問指導)

	妊婦		産婦		新生児 (未熟児を除く)		未熟児		乳児 (新生児・未熟児を除く)		幼児	
	実人員 (1)	延人員 (2)	実人員 (3)	延人員 (4)	実人員 (5)	延人員 (6)	実人員 (7)	延人員 (8)	実人員 (9)	延人員 (10)	実人員 (11)	延人員 (12)
	実施数 (01)											
(内訳) (02) 医療機関等へ委託												

- (注)
- 1 この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児の訪問指導の指導人員を計上すること。なお、都道府県の保健所においては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。ただし、個々のケースについて市町村等の機関が保健所に訪問指導について依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合は計上すること。資料のあるいは栄養のみの訪問指導はこの表には計上せず、「3歳児保健」又は「4(1)健康増進 (栄養・運動等指導)」に計上すること。
  - 2 保健所が医師、保健師、助産師等 (医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む) により訪問指導を実施した場合に計上すること。
  - 3 保健所が、医療機関等に委託して訪問指導を実施した場合も計上すること。
  - 4 「(内訳) 医療機関等へ委託(02)」には委託契約を行っている場合について計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0230

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

2(3) 母子保健 (保健指導)

	妊婦		産婦		乳児		幼児		電話相談
	実人員 (1)	(内訳) 保健指導 (2)	実人員 (3)	(内訳) 保健指導 (4)	実人員 (5)	延人員 (6)	実人員 (7)	延人員 (8)	
	個別 (01)								

単位	開業回数 (02)	参加人員 (03)

- (注)
- 1 この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した妊産婦及び乳幼児についての保健指導の指導人員を計上すること。なお、都道府県の保健所においては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への支援・援助は計上しないこと。ただし、個々のケースについて市町村等の機関が保健所に保健指導について依頼し、保健所がこれを引き継いで活動した場合は計上すること。健康増進時に行う一般的な保健指導は計上しないが、場所を改めて、要指導等特定の課題のある者を対象にして指導した場合は計上すること。訪問による保健指導及び資料のあるいは栄養のみの保健指導はこの表には計上せず、「2(4)母子保健 (訪問指導)」、「3歳児保健」又は「4(1)健康増進 (栄養・運動等指導)」に計上すること。
  - 2 保健所が医師、保健師、助産師等 (医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む) により保健指導を実施した場合に計上すること。
  - 3 「開業回数(02)」は、開業ごとに実施時間 4 時間以内を 1 単位とし、4 時間を超える場合は 4 時間までを補うことに 1 単位を加えて計上すること。2 単位の開業回数となる教室に参加した場合「参加人員(03)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号	表番号
	0250

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

2(5) 母子保健 (療育指導-身体障害児)

	本年度初回 被指導 実人員 (1)	医療相談相談人員					補佐員相談人員					
		要 治 療			治療不能		計 (2)-(6)	要 交 付		不 要		計 (8)-(12)
		身体不自由 児童虐待 (2)	育成医療 (3)	その他の 障 害 (4)	(5)	(6)		(7)	(8)	(9)	(10)	
身体不自由 (01)												
視覚障害 (02)												
聴覚・平衡機能障害 (03)												
音声・言語・そしゃく 機能障害 (04)												
心臓機能障害 (05)												
腎臓機能障害 (06)												
その他 (07)												
計 (08)												

- (注)
- 1 児童福祉法第15条の規定により、保健所において行った療育指導の状況を把握するものであること。
  - 2 表頭の「本年度初回被指導実人員(1)」には、医療相談又は補佐員相談を問わず療育指導を受けた者のうち、本年度において初めて指導結果の判定がなされた者について計上すること。
  - 3 表頭の「医療相談」には、医療に関する指導結果の判定により要領の区分ごとに指導を受けた人員を計上すること。
  - 4 表頭の「補佐員相談」には、補佐員に関する指導結果別に要領のそれぞれの区分に計上すること。なお、指導の結果 2 種以上の判定がなされた場合は、それぞれの区分に計上すること。
  - 5 表頭の 2 種以上の障害を有する者については、障害によりそれぞれの区分に計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0261

都道府県 秋田市  
 特別区名 保健所名  
 平成 9 年度末現在

- 2(6) 母子保健（保育指導—長期療養児）  
 2(6)-1 小児慢性特定疾患医療受診券所持者数

	在 宅			計 (4)
	未 就 学 児 (1)	小学校就学～18歳未満 (2)	18歳～20歳未満 (3)	
男 (01)				
女 (02)				

〔注〕

- 1 この表には当該保健所管内の小児慢性特定疾患医療受診券を所持している者の数を計上すること。  
 なお、小児慢性特定疾患治療研究事業によるもの（10疾患計）以外の疾患で、国の補助金の対象でないものは計上しないこと。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0263

都道府県 秋田市  
 特別区名 保健所名  
 平成 9 年度末現在

- 2(6) 母子保健（保育指導—長期療養児）  
 2(6)-3 小児慢性特定疾患医療受診券所持者の状況

	在 宅						入 所 (16)	入 院 (17)	死 亡 (18)	転 出 (19)	その他 (20)	不 明 (21)	計 (22)	(内) 治 癒 (23)
	就 学 (1)	就 学 (2)	その他 (3)	不 明 (4)	計 (5)									
男 (01)														
女 (02)														

〔注〕

- 1 この表には、保健所が本年度中に行った小児慢性特定疾患に関わる相談等の業務の中で把握した、小児慢性特定疾患医療受診券所持者の年度末現在（把握が困難な場合は当該年度末にもっとも近い時期）の状況を計上すること。  
 2 「在宅」、「入院」、「入院」については原則として年度末現在の状況とし、「死亡」及び「転出」については年度間に起こったものを計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0262

都道府県 秋田市  
 特別区名 保健所名  
 平成 9 年度分

- 2(6) 母子保健（保育指導—長期療養児）  
 2(6)-2 相談等

	相談、機能訓練、訪問指導				(内) 相 談													
	実人員 (1)	新規者の受付経路			実人員 (7)	延 人 員												
		市町村 (2)	医療機関 (3)	その他 (4)		申請等 (8)	医療 (9)	家庭 (10)	福祉 (11)	就学 (12)	急病・災害 (13)	産科 (14)	その他 (15)	計 (16)				
男 (01)																		
女 (02)																		

	(内) 機能訓練		(内) 訪問指導		電話相談 実人員 (24)
	実人員 (25)	延人員 (26)	実人員 (27)	延人員 (28)	
男 (01)					
女 (02)					

〔注〕

- 1 この表には、保健所が本年度中に行った長期療養児に関する相談、機能訓練、訪問指導についてその被指導等員を計上すること。  
 2 「相談、機能訓練、訪問指導実人員(1)」には、年度中に相談、機能訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「機能訓練」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。なお、「(内) 相談」及び「(内) 機能訓練」の「実人員」にはそれぞれ「1」と計上すること。  
 3 「市町村(2)」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。  
 4 同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その順の主たる相談区分に計上すること。  
 5 「申請等(8)」には小児慢性特定疾患医療受診券の申請・更新手続き及び転出・廃止等の届け出のため来所した者について計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0300

政令市 秋田市  
 特別区名 保健所名  
 平成 9 年度分

- 2 歯科医療

実施回数 (01)	検診・保健指導実人員（訪問によるものを除く）					訪問による検診・保健指導実人員					
	妊産婦 (1)	乳幼児 (2)	その他 (3)	(内) 歯周疾患 (4)	計 (5)	実人員 (6)	(内) 身体障害者 (7)	(内) 精神障害者 (8)	延人員 (9)	(内) 身体障害者 (10)	(内) 精神障害者 (11)
(内) 医療機関等へ委託 (02)											
(内) 医療機関等へ委託 (04)											

実施回数 (05)	予防処置・治療実人員（訪問によるものを除く）					訪問による予防処置・治療実人員					
	妊産婦 (1)	乳幼児 (2)	その他 (3)	計 (4)	治 療 (5)	実人員 (6)	(内) 身体障害者 (7)	(内) 精神障害者 (8)	延人員 (9)	(内) 身体障害者 (10)	(内) 精神障害者 (11)
(内) 医療機関等へ委託 (06)											

〔注〕

- 1 この表には、保健所が行った歯科検診・保健指導、予防処置及び治療の実人員等を計上すること。老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。  
 2 保健所が歯科医師及び歯科衛生士（臨時雇い上げ等の者を含む。以下同じ。）により行った場合に計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0410

都道府県  
政令市  
特別区名 保健所名  
平成 9 年度分

4(1) 健康増進（栄養・運動等指導）

		個別指導延人員					集団指導延人員					
		栄養指導	(再掲) 個別栄養指導	(再掲) 個別以上の栄養指導	運動指導	(再掲) 個別運動指導	栄養指導	(再掲) 個別栄養指導	運動指導	(再掲) 個別運動指導	栄養指導	運動指導
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
実施数	妊産婦(01)											
	乳幼児(02)											
	20歳未満(03) (乳幼児を除く)											
	20歳以上(04) (妊産婦を除く)											
特別区・保健所委託実施数	妊産婦(05)											
	乳幼児(06)											
	20歳未満(07) (乳幼児を除く)											
	20歳以上(08) (妊産婦を除く)											

〔注〕

- この表には、保健所が実施主体となって本年度中に実施した栄養指導、運動指導、栄養指導及び栄養指導について計上すること。ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第90号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。なお、都道府県の保健所においては、市町村から委託されたもの及び市町村の実施分への委託・援助は計上しないこと。同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その最も主たる相談区分に計上すること。
- 保健所が医師、保健師及び管理栄養士等（職階別）により行った場合に計上すること。
- 保健所が医療機関等に委託した場合も計上すること。
- 〔(再掲) 医療機関等に委託〕には委託契約を行っている場合について計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0510

都道府県  
政令市  
特別区名 保健所名  
平成 9 年度末現在

5(1) 精神保健福祉（精神障害者保護福祉手帳所持者数）

		20歳未満 (1)	20歳～39歳 (2)	40歳～64歳 (3)	65歳以上 (4)	計 (5)
男	(01)					
女	(02)					

〔注〕

- この表には、本年度末現在における保健所管内の精神障害者保護福祉手帳所持している者の数を性別・年齢階級別に計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0420

都道府県  
政令市  
特別区名 保健所名  
平成 9 年度分

4(2) 健康増進（給食施設等指導）

	集団給食施設		その他の給食施設	計
	1回100食以上又は1日250食以上 (1)	1回300食以上又は1日750食以上 (2)	1回50食以上又は1日100食以上 (3)	
給食管理指導延施設数(01)				(4)
栄養士への栄養・運動指導(延人員)(02)				

〔注〕

- この表には、保健所の栄養指導員（栄養改善法第9条に規定する者をいう。）が行った集団給食施設への給食管理指導施設数及びその栄養士への栄養指導及び運動指導の延指導延人員を計上すること。
- 同一日に同一施設において、栄養指導及び運動指導を行った場合には「1」と計上すること。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0520

都道府県  
政令市  
特別区名 保健所名  
平成 9 年度分

5(2) 精神保健福祉（相談等）

	相談、デイ・ケア、訪問指導 実人員 (1)	(再掲) 相談員					実人員 (6)	(再掲) 相談員					計 (9)
		(再掲) 新規受診			(再掲) 医療社会福祉士が関与した者			相談員					
		市町村 (2)	医療機関 (3)	その他 (4)	社会福祉 (5)			社会福祉 (7)	老人精神 (8)	アルコール (9)	障害者 (10)	心の健康 (11)	
男	(01)												
女	(02)												

	(再掲) デイ・ケア 実人員 (04)	(再掲) 訪問指導 実人員 (05)	(再掲) 訪問指導					電話相談 延人員 (08)	普及啓発	
			相談員						精神障害者(家族)に対する啓発等 (03)	地域住民と精神障害者との地域交流会 (04)
			社会福祉 (06)	老人精神 (07)	アルコール (08)	その他 (09)	計 (10)			
男	(01)									
女	(02)									

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った精神保健福祉に関する相談、デイ・ケア、訪問指導及び普及啓発活動についてその指導延人員等を計上すること。ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第90号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
- 「相談、デイ・ケア、訪問指導実人員(1)」には、年度中に相談、デイ・ケア、訪問指導を行った実人員を計上すること。したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「デイ・ケア」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) デイ・ケア」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
- 同一時の「相談」及び「訪問指導」の内容が複数にわたる場合は、主たる区分に計上すること。
- 「別添回数(03)」は、別添ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを指すごとに1単位を加えて計上すること。2単位を超える回数となる教室等に参加した場合「延人員(04)」は「1」でなく「2」と計上すること。
- 「市町村(2)」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0530

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

5(3) 精神保健福祉(組織育成)

支 展 件 数 (01)	患者会 (1)	家族会 (2)	断酒会 (3)	職親会 (4)	その他 (5)	計 (6)

(注)

- この表には、保健所が行った精神障害者患者会、家族会、断酒会及び職親会等に対する組織育成を行った件数を計上すること。
  - 患者会等への出席、その下準備のための打ち合わせや関係機関との連絡等を行った場合にその出席数を計上すること。
- なお、電話によるものも計上してよいこと。

地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0611

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名

6(1) 難病(特定疾患医療受給者証所持者数) - 男

平成 9 年度末現在

	0~9歳 (1)	10~19歳 (2)	20~29歳 (3)	30~39歳 (4)	40~49歳 (5)	50~59歳 (6)	60~69歳 (7)	70歳以上 (8)
パーキンソン病 (01)								
多発性硬化症 (02)								
重症筋無力症 (03)								
全身性エリテマトーデス (04)								
スモン (05)								
再生不良性貧血 (06)								
サルコイドーシス (07)								
筋萎縮性側索硬化症 (08)								
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 (09)								
特発性血小板減少性紫斑病 (10)								
結節性動脈周囲炎 (11)								
潰瘍性大腸炎 (12)								
大動脈炎症候群 (13)								
ビュルガー病 (14)								
天疱瘡 (15)								
脊髄小脳変性症 (16)								
クローン病 (17)								
難治性の肝炎のうちの劇症肝炎 (18)								
悪性関節リウマチ (19)								
パーキンソン病 (20)								
アミロイドーシス (21)								
後縦靭帯骨化症 (22)								
ハンチントン舞蹈病 (23)								
ウィリス動脈輪閉塞症 (24)								
ウェグナー肉芽腫症 (25)								
特発性拡張型(ラッ血型)心筋症 (26)								
シャイ・ドレーガー症候群 (27)								
表皮水泡症(接合部型及び栄養障害型) (28)								
膿疱性乾癬 (29)								
広範脊柱管狭窄症 (30)								
原発性胆汁性肝硬変 (31)								
重症急性肝炎 (32)								
特発性大腿骨頭壊死症 (33)								
混合性結合組織病 (34)								
原発性免疫不全症候群 (35)								
特発性間質性肺炎 (36)								
網膜色素変性症 (37)								
クロイツフェルト・ヤコブ病 (38)								

(注)

- この表には、本年度末現在における保健所管内の特定疾患医療受給者証を所持している者の数を性別・年齢階級及び疾病別に計上すること。

なお、特定疾患治療研究事業の対象疾患以外の疾患で、国の補助金の対象でないものについては計上しないこと。

# 地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0612

都道府県  
政令市  
特別区名 保健所名

6(1) 難病（特定疾患医療受給者証所持者数）一女 平成 9 年度末現在

	年齢別							
	0～9歳 (1)	10～19歳 (2)	20～29歳 (3)	30～39歳 (4)	40～49歳 (5)	50～59歳 (6)	60～69歳 (7)	70歳以上 (8)
パーチェット病 (01)								
多発性硬化症 (02)								
重症筋無力症 (03)								
全身性エリテマトーデス (04)								
スモン (05)								
再生不良性貧血 (06)								
サルコイドーシス (07)								
筋萎縮性側索硬化症 (08)								
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 (09)								
特発性血小板減少性紫斑病 (10)								
結節性動脈周囲炎 (11)								
潰瘍性大腸炎 (12)								
大動脈炎症候群 (13)								
ピュルジャー病 (14)								
天疱瘡 (15)								
脊髄小脳変性症 (16)								
クローン病 (17)								
難治性の肝炎のうちの劇症肝炎 (18)								
悪性関節リウマチ (19)								
パーキンソン病 (20)								
アミロイドーシス (21)								
後縦靭帯骨化症 (22)								
ハンチントン舞踏病 (23)								
ウィリス動脈輪閉塞症 (24)								
ウェグナー肉芽腫症 (25)								
特発性拡張型(うっ血型)心筋症 (26)								
シャイ・ドレーガー症候群 (27)								
表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型) (28)								
膿疱性乾癬 (29)								
広範脊柱管狭窄症 (30)								
原発性胆汁性肝硬変 (31)								
重症急性肝炎 (32)								
特発性大腿骨頭壊死症 (33)								
混合性結合組織病 (34)								
原発性免疫不全症候群 (35)								
特発性間質性肺炎 (36)								
網膜色素変性症 (37)								
クロイツフェルト・ヤコブ病 (38)								

〔注〕

- この表には、本年度末現在における保健所管内の特定疾患医療受給者証を所持している者の数を性別・年齢階級別及び疾病別に計上すること。  
なお、特定疾患治療研究事業の対象疾患以外の疾患で、国の補助金の対象でないものについては計上しないこと。

# 地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0620

都道府県  
政令市  
特別区名 保健所名  
平成 9 年度末現在

6(2) 難病（相談等）

	相談、相談訓練、訪問指導				(再掲) 相談員												
	実人員 (1)	(再掲) 新規者の受け付け 市町村 (2)	医療機関 (3)	その他 (4)	延 人 中継等 (5)	医 生 (6)	看護 (7)	薬剤 (8)	理学 (9)	作業 (10)	言語 (11)	就 労 (12)	就 学 (13)	食 事・ 栄養 (14)	歯 科 (15)	その他 (16)	計 (17)
男 (01)																	
女 (02)																	

	(再掲) 相談訓練	(再掲) 訪問指導	電話相談 実人員	患者・家族に対する学習会	
	実人員 (18)	実人員 (19)	実人員 (20)	開催回数 (21)	延 人 員 (22)
男 (01)					
女 (02)					

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った業務に関する相談、相談訓練、訪問指導についてその延指導等人員を計上すること。
- 「相談、相談訓練、訪問指導実人員(1)」には、本年度中に相談、相談訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。  
したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「相談訓練」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。  
なお、「(再掲) 相談」及び「(再掲) 相談訓練」の「実人員」にはそれぞれに「1」と計上すること。
- 同一種における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その最も主たる区分に計上すること。
- 「訪問回数」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。
- 「開催回数」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを1単位として1単位を加えて計上すること。  
2単位の開催回数となる学習会に参加した場合「延人員(22)」は「1」でなく「2」と計上すること。

# 地域保健事業報告

保健所符号	表番号
	0630

都道府県  
政令市  
特別区名 保健所名  
平成 9 年度末現在

6(3) 難病（特定疾患医療受給者証所持者の状況）

	在 宅						入 院 (7)	死 亡 (8)	転 出 (9)	その他 (10)	不 明 (11)	計 (12)	(再掲) 治 癒 (13)
	就 労 (1)	就 学 (2)	家庭内の 生活自立 (3)	その他 (4)	不 明 (5)	計 (6)							
男 (01)													
女 (02)													

〔注〕

- この表には、保健所が本年度中に行った業務に関する業務の中で把握した、特定疾患医療受給者証所持者の年度末現在（把握が困難な場合は当該年度末にもっとも近い時期）の状況を計上すること。
- 「在宅」「入院」及び「転出」については原則として年度末現在の状況とし、「死亡」及び「転出」については年度中に起こったものを計上すること。

# 地域保健事業報告

保健所符号	表番号
7	0700

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

相 続 件 数			HIV抗体検査のための採血件数		陽 性 件 数
電 話	来 所	(再掲) 保健社会事業員が 関与した件数	スクリーニング検査	確 診 検 査	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)

【注】  
1 この表には、保健所において受け付けたエイズに関する相談件数、保健所が行ったHIV抗体検査のための採血件数及び陽性件数を計上すること。

# 地域保健事業報告

保健所符号	表番号
10	1000

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

	事業者	学 校									施設 の 長	施設 の 長	市町村長又は 特別区の区長	乳幼児 その他	その他	計	(再掲) 乳幼児のうち 再ブレイク クリン抗体 陽性者						
		校 長																00	01	02	03	04	05
		小 1	小 2	中 1	中 2	高 1	高 2	高 3	その他	06													
検診対象者数	(01)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)													
検診対象者数	(02)																						
陽性者数	(03)																						
陽性者数	(04)																						
(再掲) 陽性者数	(05)																						
B C G接種者数	(06)																						
間接撮影者数	(07)																						
直接撮影者数	(08)																						
かくたん検査者数	(09)																						
検査 者数	(10)																						
陽性者 数	(11)																						

【注】  
1 結核予防法による定期及び定期外の健康診断及び予防接種について、その実施状況を把握するものであること。  
2 結核11条第1項及び第20条の規定による実施者からの通報又は報告(結核予防法施行規則による様式第二種健康診断予防接種月報)をもとにして本年度分をとりまとめ、計上すること。  
なお、政令市市長の実施機関としての保健所長が法第4条第3項による定期の健康診断及び予防接種を実施した場合及び知事又は政令市市長が実施することとなっている定期外の健康診断及び予防接種について保健所長が実施した場合は、本年度中に実施したものについて計上すること。  
3 表頭「乳幼児01」には、表頭「(再掲) 乳幼児のうち再ブレイク抗体陽性者05」の結果も、再度含めてそれぞれの該当欄に計上すること。

# 地域保健事業報告

保健所符号	表番号
9	0800

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

	感染症 (1)	(再掲) エイズ (2)	精神 (3)	麻 痺 (4)	母 子 (5)	成 人 (6)	空 室・ 児童増進 (7)	障 害 (8)	医 薬・ 事 業 (9)	食 品 (10)	環 境 (11)	地区組織 活動		計
												02	03	
回 数 (01)														
延 人 員 (02)														

【注】  
1 この表には、保健所が本年度中に行った講習会、研究会、座談会、講演会、展覧会及び映画会等形式のいかんを問わず、一般住民の集団又は特定集団に対して行った衛生教育の開催回数及び参加延人員を計上すること。  
2 保健所が自ら企画して行った場合に計上すること。  
3 他から依頼されて、保健所職員が参加して行った場合(ただし、市町村から依頼された精神保健に関する講演会を除く。)に計上すること。  
4 この表には、次の事項については計上しないこと。  
① 一般放送、新聞又は広報車によるもの  
(注) 災害時に広報車又は保健所の自動車により災害地を巡回し、随時、災害地で軽重「下草」、り災者を集め伝染病予防、健康保持について衛生教育を行った場合には、広報車による活動の一環と考へ計上しないこと。  
② パンフレット等ののみ配布した場合  
③ 保健所業務の改善のため求めている医師、保健師、看護婦、栄養士等の研修生に対して行った場合  
④ 保健所業務運営のための各種の協議会、委員会、打合せ会、連絡会等の集会を行った場合  
⑤ 外部の結核撲滅推進のための各種の委員会、総会等なる連絡及び業務打合せ会等を目的とした参加団体等、保健衛生思想の普及向上を目的としない集会を行った場合  
⑥ 保健所職員を対象とした研究会、講習会等の各種の集会を行った場合  
5 「回数(01)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。  
2単位の開催回数となるものに参加した場合「延人員(02)」は「1」でなく「2」と計上すること。

# 地域保健事業報告

保健所符号	表番号
11	1100

都道府県  
政令市  
特別区名  
保健所名  
平成 9 年度分

	営 業 関 係 施 設						現 業 物 処 理 ・ 清 掃 関 係 施 設			
	旅館等 (1)	興行場 (2)	公共浴場 (3)	理容所 (4)	美容所 (5)	クレーニング 所 (6)	し尿処理 施設 (7)	浄化槽 (8)	ごみ処理 施設 (9)	産業廃棄物 処理施設 (10)
調査・監視指導 施設数	(01)									

  

	飲 料 水 施 設						
	水道事業 (等長水事業 を除く) (1)	簡易水道 (2)	水道用水 供給事業 (3)	専用水道 (4)	簡易専用 水道 (5)	その他の 水道 (6)	井戸等 (7)
調査・監視指導 施設数	(01)						

  

	そ の 他 の 施 設						計
	住居用(等長水 を除く) (1)	審 判 会 (2)	火 葬 場 (3)	墓 地 (4)	特 定 建築物 (5)	一般プール (6)	
調査・監視指導 施設数	(01)						

【注】  
1 管内の環境衛生関係施設に対して行った環境衛生監視員及び環境衛生指導員等の現場調査及び監視指導の状況を把握するものであること。  
2 立入検査の対象となっている施設については、環境衛生監視員、環境衛生指導員、又は水道法39条に規定する当該職員が行ったもののみについて計上すること。  
3 構内に蒸気等無許可無届営業施設の調査に出動した場合、又は監視の察見した無許可無届営業施設については計上しないこと。  
4 計上の単位は、同一施設を1回監視指導すごとに「1」とすること。なお、同一施設を2人以上で同時に監視指導した場合も「1」とすること。

地域保健事業報告

保健所番号 表番号
12 試験検査 1200

都道府県 政令市 特別区名 保健所名 平成9年度分

Table with 6 columns: 依拠等によるもの (住民, 市町村, 市町村の行政機関, その他), 自らの調査・研究として行うもの. Rows include 細菌学的検査, 化学的検査, 物理的検査, etc.

- (注) 1 この表には、保健所において本年度中に実施した検査数を計上すること。
2 保健所において行った検査のみについて計上し、他の検査施設に依頼したものについては計上しないこと。
3 表例の区分ごとに実施した検査数を計上すること。なお、同一施設について表例に掲げた2種以上の検査を実施した場合は、それぞれ該当する区分に計上すること。
4 「自らの調査・研究として行うもの」には、疫学的手法、食品衛生法等に基づく保健所自らの調査及び保健所独自の研究として行われる検査を実施した場合に計上すること。
5 「市町村」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。

Table with 6 columns: 依拠等によるもの (住民, 市町村, 市町村の行政機関, その他), 自らの調査・研究として行うもの. Rows include 生理学的検査, 心理学的検査, 物理学的検査, etc.

地域保健事業報告

保健所番号 表番号
13(3) 調査・研究 1330

都道府県 政令市 特別区名 保健所名 平成9年度分

Table with 12 columns: 全 般 (地域診断, 情報システム, 母子保健, etc.), 対 人 保 健 (精神保健, 難病, etc.), 計. Rows include 件数 (01).

- (注) 1 この表には、保健所が本年度中に実施した地域保健に関する事業を実施していくうえで必要となることについての調査及び研究について、その内容及び件数を計上すること。
2 保健所が組織として行い、その内容については刊行物等によりまとめ、学会や公の会議や広報紙等で公表した調査及び研究について計上すること。
3 同一の調査及び研究で複数区分に該当する調査・研究を行った場合は主たる区分に計上すること。

地域保健事業報告

保健所番号 表番号
13(1) 連絡調整に関する会議 1310

都道府県 政令市 特別区名 保健所名 平成9年度分

Table with 9 columns: 開催回数, 参加機関・団体数, 開催内容 (基本的地域保健に関する事項, etc.), 計. Rows include 保健所運営協議会, 保健所保健事業連絡協議会, etc.

- (注) 1 この表には、保健所が主催あるいは参加した会議について、開催回数、参加機関・団体（民間・ボランティアを含む）数及び議事内容について計上すること。
2 保健所が主催して各種の協議会、打合せ会、連絡会等を開催した場合に計上すること。
3 保健所以外の機関が開催した会議に保健所職員が参加した場合に計上すること。
4 「議事内容（案件数）」については、同一の会議で複数区分に該当する議事内容で行った場合は、各々該当する区分に計上すること。ただし、同一区分において母子保健、老人保健等複数の事業について行っても「1」と計上すること。
5 「都道府県主催の会議への参加(06)」には都道府県、指定都市、中核市、政令市及び特別区が主催する連絡調整に関する会議に参加した場合に計上すること。
6 「市町村主催の会議への参加(07)」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。

地域保健事業報告

保健所番号 表番号
14(1) 職員配置状況 1410

都道府県 政令市 特別区名 保健所名 平成9年度分(年度末現在)

Table with 5 columns: 職 種 (医師, 看護師, etc.), 常勤(実人員) (年度末現在), 非常勤(実人員) (年度活動分), 職 種 (診療放射線技師, etc.), 常勤(実人員) (年度末現在), 非常勤(実人員) (年度活動分), 人 口 (保健所を配置する市・特別区保健所のみ) (年度末現在).

- (注) 1 この表には、保健所の本年度末現在における常勤職員数及び非常勤職員数が地域保健事業に関して活動した時間を実人員に換算して計上すること。
2 「常勤(実人員) (年度末現在)」には、本年度末現在における保健所に勤務する常勤の職員（育児休業中の者を含む。）の数を計上すること。
3 「非常勤(実人員) (年度活動分)」には、通常の勤務形態をとらぬ雇用条件のもの及び勤務時間上の者が活動した時間を以下の方法により実人員に換算して計上すること。
換算方法 ① 種々の者が活動した場所ごとに、活動時間4時間以内を1単位とする。
② 1回の活動が4時間を超える場合は、4時間までを増すごとに1単位とする。
③ 2単位を一人とするので、総単位数を2で割った数値（小数切り上げ）が計上数となる。
4 同一人で2人以上の資格を有している場合には、別に従事している職種と最も関係の深い資格に区分して計上すること。
5 「市町村駐在(06)」については、政令市及び特別区の保健所は記入を要しないこと。



【市町村の報告表（政令市及び特別区も含む）】

地域保健事業報告

市区町村符号	表番号
0100	

都道府県名 市区町村名 平成 9 年度分

1 健康診断		成人							その他	計
結核 (01)	悪性新生物 (02)	〔再掲〕		循環器疾患 (05)	その他 (06)	〔再掲〕		(08)	(09)	
		肝臓がん (03)	前立腺がん (04)			骨粗しょう症 (07)				
受診延人員 (01)										
〔再掲〕 医療機関等へ委託 (02)										

- 〔注〕
- この表には、市区町村が実施主体となって行った（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む。）健康診断の受診延人員を計上すること。ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分及び歯科は計上しないこと。なお、老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく健康診断ではない老人保健に関する市区町村の単独事業の健康診断（たとえば、年齢・疾患の拡大）を行った場合にも計上すること。
  - また、母子に関する健康診断（産育を除く。）はこの表には計上せず、「2(2)母子保健（健康診断）」に計上すること。
  - 市区町村が医師（医療機関に所属する医師、臨時雇い上げ等の医師を含む。）により健康診断を実施した場合に計上すること。
  - 市区町村が、医療機関等や保健所に委託（政令市及び特別区にあっては保健所が実施）したり援助を受けて健康診断を実施した場合も計上すること。
  - 〔再掲〕医療機関等へ委託(02)には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地域保健事業報告

市区町村符号	表番号
0210	

都道府県名 市区町村名 平成 9 年度分

2(1) 母子保健（妊婦の届出）

妊婦の届出をした者の数 (1)
-----------------

- 〔注〕
- 法第15条に規定する妊婦の届出に基づいて、本年度中に妊婦の届出をした者の数を計上すること。また、政令市および特別区にあっては、管轄下の保健所が受け付けた分も含めて計上すること。

地域保健事業報告

市区町村符号	表番号
0220	

都道府県名 市区町村名 平成 9 年度分

2(2) 母子保健（健康診断）

実施数 (01)	一般健康診断											
	妊婦			産婦			乳児		幼児			その他
	受診人員 (1)	延人員 (2)	寄人員 (3)	受診人員 (4)	延人員 (5)	寄人員 (6)	1歳6か月児健康診断 対数人員 (7)	受診延人員 (8)	3歳児健康診断 対数人員 (9)	受診延人員 (10)	受診延人員 (11)	
〔再掲〕 医療機関等へ委託 (02)												

実施数 (01)	精密健康診断受診延人員				
	妊婦			乳児	
	03	04	05	1歳6か月児健康診断 06	3歳児健康診断 07
〔再掲〕 医療機関等へ委託 (02)					

- 〔注〕
- 市区町村が実施主体となって本年度中に実施した（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む。）妊産婦及び乳幼児の健康診断の受診延人員を計上すること。ただし、産科のみの健康診断を実施した場合にはこの表には計上せず、「3歳児健康」に計上すること。
  - 市区町村が医師（医療機関に所属する医師、臨時雇い上げ等の医師を含む。）により健康診断を実施した場合に計上すること。
  - 市区町村が他の市区町村と共同で健康診断を実施した場合には各市区町村においてそれぞれの管内受診者数を計上すること。
  - 市区町村が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けて健康診断を実施した場合も計上すること。
  - 〔再掲〕医療機関等へ委託(02)には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地域保健事業報告

市区町村符号	表番号
0230	

都道府県名 市区町村名 平成 9 年度分

2(3) 母子保健（保健指導）

區別 (01)	妊婦		産婦		乳児		幼児		電話相談
	実人員 (1)	〔再掲〕 妊婦の 事後指導 (2)	延人員 (3)	実人員 (4)	〔再掲〕 産婦の 事後指導 (5)	延人員 (6)	実人員 (7)	〔再掲〕 乳児の 事後指導 (8)	

集団	思春期・未婚女性学級 (06)	産前・産後学級 (07)	再〔再掲〕 学級 (08)	育児学級 (09)	計 (10)
	開催回数 (02)				
	参加延人員 (03)				

- 〔注〕
- この表には、市区町村が実施主体となって本年度中に実施した（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む。）妊産婦及び乳幼児についての保健指導の被指導人員を計上すること。健康診断時に行う一般的な保健指導は計上しないが、場所を改めて、要指導等特に問題のある者を対象にして指導した場合は計上すること。訪問による保健指導及び産科のみあるいは栄養のみの保健指導はこの表には計上せず、「2(4)母子保健（訪問指導）」、「3歳児健康」又は「4(1)健康増進（栄養・運動等指導）」に計上すること。
  - 市区町村が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。）により保健指導を実施した場合に計上すること。
  - 市区町村が他の市区町村と共同で保健指導を実施した場合には、管轄主任ごとにそれぞれの市区町村で計上すること。
  - 「開催回数(02)」は、開催ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを指すごとに1単位を加えて計上すること。2単位の開催回数となる教室に参加した場合「参加延人員(03)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

市区町村符号	表番号
0240	

郡道府県名 市区町村名 平成 9 年度分

2(4) 母子保健（訪問指導）

実施数(01)	妊婦		産婦		新生児 (乳児を除く。)		未熟児		乳児 (新生児・未熟児を除く。)		幼児	
	実人員 (1)	延人員 (2)	実人員 (3)	延人員 (4)	実人員 (5)	延人員 (6)	実人員 (7)	延人員 (8)	実人員 (9)	延人員 (10)	実人員 (11)	延人員 (12)
〔再掲〕 医療機関等へ委託												

〔注〕

- この表には、市区町村が実施主体となって本年度中に実施した（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む）妊産婦及び乳幼児の訪問指導の被指導人員を計上すること。
- 資料のみあるいは栄養のみの訪問指導はこの表には計上せず、「3 歯科保健」又は「4(1) 健康増進（栄養・運動等指導）」に計上すること。
- 市区町村が医師、保健師、助産師等（医療機関に所属する者、臨時雇い上げ等の者を含む。）により訪問指導を実施した場合に計上すること。
- 市区町村が他の市区町村と共同で訪問指導を実施した場合には、管轄住民ごとにそれぞれの市区町村で計上すること。
- 市区町村が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けて訪問指導を実施した場合も計上すること。
- 〔再掲〕医療機関等へ委託(02)には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地域保健事業報告

市区町村符号	表番号
0410	

郡道府県名 市区町村名 平成 9 年度分

4(1) 健康増進（栄養・運動等指導）

実施数	〔再掲〕 医療機関等へ委託	個別指導延人員					集団指導延人員					
		栄養指導 (1)	〔再掲〕 栄養指導 (2)	〔再掲〕 栄養指導 (3)	運動指導 (4)	〔再掲〕 運動指導 (5)	栄養指導 (6)	〔再掲〕 栄養指導 (7)	運動指導 (8)	〔再掲〕 運動指導 (9)	栄養指導 (10)	運動指導 (11)
妊産婦(01)												
乳幼児(02)												
20歳未満 〔乳幼児を除く。〕(03)												
20歳以上 〔妊産婦を除く。〕(04)												
妊産婦(05)												
乳幼児(06)												
20歳未満 〔乳幼児を除く。〕(07)												
20歳以上 〔妊産婦を除く。〕(08)												

〔注〕

- この表には、市区町村が実施主体となって本年度中に実施した（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む）栄養指導、運動指導、栄養指導及び健康指導について計上すること。
- ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
- 同一時における相談の内容が複数の区分に該当する場合は、その数の上たる相談区分に計上すること。
- 市区町村が医師、保健師及び管理栄養士等（臨時雇い上げ等の者を含む。）により行った場合に計上すること。
- 市区町村が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けて実施した場合も計上すること。
- 〔再掲〕医療機関等へ委託には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地域保健事業報告

市区町村符号	表番号
0300	

郡道府県名 市区町村名 平成 9 年度分

3 歯科保健

実施数(01)	〔再掲〕 医療機関等へ委託	検診・保健指導延人員（訪問によるものを除く。）				訪問による検診・保健指導人員				
		妊産婦 (1)	乳幼児 (2)	その他 (3)	〔再掲〕 歯周疾患 (4)	計 (5)	実人員 (6)	〔再掲〕 身体障害者 精神障害者 (7)	延人員 (8)	〔再掲〕 身体障害者 精神障害者 (9)
〔再掲〕 医療機関等へ委託										

  

実施数(05)	〔再掲〕 医療機関等へ委託	予防処置・治療延人員（訪問によるものを除く。）				訪問による予防処置・治療人員				
		妊産婦 (5)	乳幼児 (6)	その他 (7)	計 (8)	治療 (9)	実人員 (10)	〔再掲〕 身体障害者 精神障害者 (11)	延人員 (12)	〔再掲〕 身体障害者 精神障害者 (13)
〔再掲〕 医療機関等へ委託										

〔注〕

- この表には、市区町村が実施主体として本年度中に実施した（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む）歯科検診・保健指導、予防処置及び治療の受診人員等を計上すること。
- 老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
- 市区町村が歯科医師及び歯科衛生士（臨時雇い上げ等の者を含む。）により行った場合に計上すること。
- 市区町村が、医療機関等や保健所に委託したり援助を受けて実施した場合も計上すること。
- 〔再掲〕医療機関等へ委託(02)(04)(06)には委託契約を行っている場合について計上し、援助を受けた場合は計上しないこと。

地域保健事業報告

市区町村符号	表番号
0520	

郡道府県名 市区町村名 平成 9 年度分

5(2) 精神保健福祉（相談等）

実施数	相談、 デイケア、 訪問指導 実人員 (1)	〔再掲〕相談		〔再掲〕デイケア		〔再掲〕訪問指導		電話相談 延人員 (9)	普及啓発		
		実人員 (2)	延人員 (3)	実人員 (4)	延人員 (5)	実人員 (6)	延人員 (7)		地域住民への 講演会等 (8)	精神障害者 （仮病）に 対する啓発等 (10)	地域住民と精神 障害者との 地域交流会 (11)
男(01)											
女(02)											

〔注〕

- この表には、市区町村が本年度中に行った（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む）精神保健福祉に関する相談、デイケア、訪問指導及び啓発活動についてその被指導人員等を計上すること。
- ただし、老人保健法（昭和57年8月17日法律第80号）第12条に基づく老人保健事業分は計上しないこと。
- 「相談、デイケア、訪問指導実人員(1)」には、年度中に相談、デイケア、訪問指導を行った実人員を計上すること。
- したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「デイケア」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。
- なお、「〔再掲〕相談」及び「〔再掲〕デイケア」の「実人員」にはそれぞれ「1」と計上すること。
- 「訪問回数(03)」は、回数ごとに実施時間4時間以内を1単位とし、4時間を超える場合は4時間までを増すごとに1単位を加えて計上すること。
- 2単位の訪問回数となる数室等に参加した場合「延人員(04)」は「1」でなく「2」と計上すること。

地域保健事業報告

市区町村符号	表番号
0620	

都道府県名 市区町村名 平成 9 年度分

6121 麻疹（相談等）

	相談、機能訓練、訪問指導実人員 (1)	〔再掲〕相談		〔再掲〕機能訓練		〔再掲〕訪問指導		電話相談人員 (8)
		実人員 (2)	延人員 (3)	実人員 (4)	延人員 (5)	実人員 (6)	延人員 (7)	
男 (01)								
女 (02)								

- 【注】
- この表には、市区町村が本年度中に行った（政令市及び特別区にあっては、保健所活動分も含む。）麻疹に関する相談、機能訓練、訪問指導についてその被指導等人員を計上すること。
  - 「相談、機能訓練、訪問指導実人員(1)」には、本年度中に相談、機能訓練、訪問指導を行った実人員を計上すること。したがって、年度中に同一人に対して「相談」と「機能訓練」を別の日に行った場合でも「1」と計上すること。なお、「〔再掲〕相談」及び「〔再掲〕機能訓練」の「実人員」にはそれぞれ「1」と計上すること。

地域保健事業報告

市区町村符号	表番号
1410	

都道府県名 市区町村名 平成 9 年度分（年度末現在）

1411 職員配置状況

職 種	常勤（実人員） （年度末現在） (1)	非常勤（延人員） （年度活動分） (2)	職 種	常勤（実人員） （年度末現在） (1)	非常勤（延人員） （年度活動分） (2)
医 師 (01)			診療放射線技師 (14)		
歯科医師 (02)			診療エックス線技師 (15)		
獣医師 (03)			獣産検査技師 (16)		
薬剤師 (04)			衛生検査技師 (17)		
保健師（士） (05)			管理栄養士 (18)		
看護師 (06)			栄養士 (19)		
交 渉 (07)			その他 (20)		
助産師 (08)			計 (21)		
看護婦（士） (09)			精神保健福祉相談員(22)		
検査技師（士） (10)			栄養指導員 (23)		
理学療法士 (11)			健康運動指導士 (24)		
作業療法士 (12)			健康運動実践指導者(25)		
歯科衛生士 (13)					

- 【注】
- この表には、市区町村の本年度末現在における職種別常勤職員数及び非常勤職員が地域保健事業に關して活動した時間を延人員に換算して計上すること。政令市及び特別区にあっては、保健所の分も含めて計上すること。なお、交換人等により市町村に求めている保健師も含めること。また、休職中の者及び育児休業中の者として勤務している者は計上しないこと。
  - 「常勤（実人員）（年度末現在）」には、本年度末現在における市区町村に勤務する常勤の職員（育児休業中の者を含む、休職中の者を除く。）の数を計上すること。なお、3月31日付で職を免ぜられた者又は指定を解除された者も含めて計上すること。
  - 「非常勤（延人員）（年度活動分）」には、通常の勤務形態をとらない雇用条件のもの及び臨時雇い上げの者が活動した分を以下の方法により延人員に換算して計上すること。  
換算方法 ア 個々の者が活動した場所ごとに、活動時間4時間以内を1単位とする。  
イ 1回の活動が4時間を越える場合は、4時間までを1単位とする。  
ウ 2単位を一人とするので、総単位数を2で割った数値（小数切り上げ）が計上数となる。  
エ 同一人で2以上の資格を有している場合には、現在従事している職種と最も関係の深い資格に区分して計上すること。

地域保健事業報告

市区町村符号	表番号
0900	

都道府県名 市区町村名 平成 9 年度分

9 予防接種

	D P T					計 (1)-(5)
	第 1 期				第 2 期 (5)	
	第 1 回 (1)	第 2 回 (2)	第 3 回 (3)	追加接種 (4)		
麻疹	ジフテリアトキソイド使用 (01)					
	沈降ジフテリアトキソイド使用 (02)					
	ジフテリア破傷風混合トキソイド使用 (03)					
	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド使用 (04)					
	沈降破傷風トキソイド使用 (05)					
	沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン使用(06)					
	対象者数 (07)					

	急性灰白髄炎		風しん		日本脳炎			計 (7)-(9)
	第 1 回 (7)	第 2 回 (8)	第 1 期 (9)	第 2 期 (10)	第 1 期		第 2 期 (11)	
					初回接種 (1)	追加接種 (2)		
接種者数 (08)			00	00	00	00	00	00
対象者数 (09)								

- 【注】
- 予防接種法による定期の予防接種の実施状況を把握するものであること。
  - 接種者数は、予防接種施行規則第13条の規定による市町村長から国務所長への報告に基づいて計上すること。
  - 対象者数は、各市区町村の予防接種実施計画により算出し計上すること。
  - 風しんの「第1期00」欄は予防接種法施行令第1条に規定する予防接種について、「第2期00」欄は予防接種法施行令附則第3条に規定する予防接種について、それぞれ計上すること。